

## 宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及及び利活用を促進し、自動車関連企業の県内進出及び県内企業の取引拡大・新規参入による県内の自動車関連産業の振興を図るため、タクシー事業者及びリース事業者がユニバーサルデザインタクシーの購入に要する経費について、タクシー事業者及びリース事業者に対し、予算の範囲内において宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金（第4条第2項及び第7条第1項各号を除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づき認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。
- (2) タクシー事業者 タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、福祉輸送事業限定（平成18年9月25日付国自旅第169号に規定する福祉輸送事業限定をいう。）を除く。第5条第2号において同じ。）を営業者をいう。
- (3) リース事業者 タクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、タクシー事業者及びリース事業者がユニバーサルデザインタクシーを導入する事業とする。

### (補助対象事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、タクシー事業者又はリース事業者であつて、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 全ての県税に未納がないこと。
- (3) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

2 リース事業者が補助対象事業者となる場合においては、貸与先のタクシー事業者についても前項各号に掲げる全ての要件に適合するものとし、タクシー事業者から徴収するリース料金は、本補助金及び補助事業に対して交付される他の補助金又は助成金並びにこれに類するもの（以下「他の助成金等」という。）の額を踏まえて、通常のリース料金から減額して設定するものとする。

(補助対象車両)

第5条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するユニバーサルデザインタクシーとする。

- (1) 県内で生産された車両であること。
- (2) 県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (3) タクシー事業を行うために使用する車両であること。
- (4) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付の決定をした会計年度の終了の日までに、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。
- (5) 本補助金の交付を過去に受けたことが無い車両であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーの車両本体の購入に要する経費であり、知事が必要と認めたものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(補助金の額及び補助限度額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、補助限度額は、認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当する車両の場合は1台当たり80万円とし、認定レベル準1に該当する車両の場合は1台当たり60万円とする。ただし、補助対象車両が国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他）に基づく補助金の交付決定を受けたときは、補助限度額を1台当たり40万円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国の補助金の交付要件を満たし、募集期間内に交付申請を行ったものの、予算等の都合で交付決定を受けられなかった車両に限り、認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当する車両の場合は補助限度額を1台当たり100万円とし、認定レベル準1に該当する車両の場合は補助限度額を1台当たり80万円とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であつて、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、第7条第1項ただし書に該当することとなった場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 他の助成金等の交付を受けることとなった場合（予定又は見込みを含む）は、速やかに知事に報告すること。

(補助事業の内容の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であつて、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、第7条第1項ただし書各号に該当することとなった場合には、速やかに変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 変更承認申請書に添付しなければならない書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

- 第14条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出の状況について報告を求めたときは、速やかに補助事業の遂行及び支出の状況を知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(交付決定前着手)

第15条 補助事業の着手は、原則として第9条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ知事に交付決定前着手を届け出なければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は様式第5号によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付方法)

第17条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める処分を制限する財産は、補助事業により取得した車両とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施)

第20条 補助対象車両を使用するタクシー事業者は、国土交通省の通達（平成30年11月8日付国自旅第185号「ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施について」をいう。）に基づき、道路運送法第13条の規定その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、利用者への配慮及び必要な環境の整備に努めるものとする。

(ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発)

第21条 補助対象車両を使用するタクシー事業者は、ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組みについて計画を作成し、それを適切に実施するものとする。

(暴力団の排除)

第22条 第4条の規定にかかわらず、補助対象事業者又はリース事業者が補助対象車両を貸与するタクシー事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等を

いう。以下同じ。)であるとき。

(2) 事業者(暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、必要に応じ補助対象事業者又はリース事業者が補助対象車両を貸与するタクシー事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者又は補助対象車両の使用人が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条から第18条の規定を準用する。

#### (届出事項)

第23条 補助事業者は、規則第21条ただし書に規定する知事が定める期間内において、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに様式第7号による住所等変更届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者の住所又は氏名(法人にあつては、所在地又は名称)を変更したとき。

(2) 補助事業者がリース事業者の場合は、補助対象車両の使用人の住所又は氏名(法人にあつては、所在地又は名称)が変更されたとき。

#### (その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(令和4年度予算に係る補助金における補助限度額の特例)

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度予算に係る補助金における補助限度額については、第7条第1項中「60万円」とあるのは「80万円」と、「20万円」とあるのは「40万円」

とし、第3項に「前2項の規定にかかわらず、国の補助を受けない場合で、年度当初に購入が必要な場合や国の補助を要望したものの受けられなかった場合は、補助限度額を1台当たり100万円とする。」を加える。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月22日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月10日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 補助金交付申請書の添付書類（第 8 条関係）

|    |                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 事業計画書（様式第 1 号別紙 1）                                                                                                                    |
| 2  | 研修計画等申告書（様式第 1 号別紙 2）<br>※ リース事業者が申請する場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修計画等申告書が必要                                                                 |
| 3  | 誓約書（様式第 1 号別紙 3）<br>※ 暴力団排除に関する誓約書<br>※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の誓約書が必要                                                     |
| 4  | 役員等名簿（様式第 1 号別紙 4）<br>※ 申請者が個人の場合は、申請者本人について記載<br>※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の役員等名簿が必要（貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、タクシー事業者本人について記載）   |
| 5  | 貸与料金算定根拠明細書（様式第 1 号別紙 5）<br>※ リース事業者が申請する場合に必要                                                                                        |
| 6  | 車両代金見積書の写し<br>※ 本体価格及びその値引きの額、他の費用が明記されているもの                                                                                          |
| 7  | 国の交付決定通知の写し<br>※ 第 7 条第 1 項ただし書に該当することとなった場合に必要。                                                                                      |
| 8  | 登記事項証明書 ＜原本・発行から 3 か月以内＞<br>（現在事項証明書又は履歴事項証明書）<br>※ 申請者が法人の場合に必要<br>※ リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が法人の場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の登記事項証明書が必要 |
| 9  | 住民票の写し ＜原本・発行から 3 か月以内＞<br>※ 申請者が個人の場合に必要<br>※ リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、貸与先のタクシー事業者の住民票の写しが必要                                 |
| 10 | 県税の納税証明書 ＜原本・発行から 3 か月以内＞<br>※ すべての県税について未納がないことを証明する納税証明書が必要<br>※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の納税証明書が必要                        |
| 11 | 補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し<br>※ 自動車販売店等から写しを取得                                                                                   |
| 12 | その他知事が必要と認める書類                                                                                                                        |

別表 2 変更承認申請書の添付書類（第 11 条関係）

|   |                                                |
|---|------------------------------------------------|
| 1 | 事業計画書（様式第 2 号別紙 1）                             |
| 2 | 貸与料金算定根拠明細書（様式第 2 号別紙 2）<br>※ リース事業者が申請する場合に必要 |
| 3 | その他知事が必要と認める書類                                 |

別表 3 補助事業実績報告書の添付書類（第 16 条関係）

|   |                                                                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事業報告書（様式第 5 号別紙 1）                                                                                                                |
| 2 | 研修実施状況等報告書（様式第 5 号別紙 2）<br>※ 補助事業者がリース事業者の場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修実施状況等報告書が必要                                                       |
| 3 | 債権者登録票                                                                                                                            |
| 4 | 補助対象車両の購入代金に係る請求書等の写し<br>※ 車両を特定できる情報（登録番号、車台番号等）、購入費用の内訳（車両本体価格、オプション、諸費用等）及び車名・グレードが確認できるもの                                     |
| 5 | 車両代金支払いに係る領収書等の写し                                                                                                                 |
| 6 | リース契約書の写し<br>※ 補助事業者がリース事業者の場合のみ必要<br>※ 対象車両、契約期間、リース料金総額及び月額リース料金が確認できるもの                                                        |
| 7 | 補助対象車両の自動車検査証の写し                                                                                                                  |
| 8 | 補助対象車両の写真<br>①車両前方、②車両後方、③スロープ、<br>④車両内部（認定レベル 1 又はレベル 2 の場合は乗降用手すりとは車いす固定装置、認定レベル 準 1 の場合は手すりとは車いす固定装置）<br>（①、②はナンバープレートも撮影すること） |
| 9 | その他知事が必要と認める書類                                                                                                                    |